

法定福利費を明示した請負代金内訳書の提出について

1. 目的

- ・建設業者の社会保険への加入を一層推進していくためには、必要な法定福利費が契約段階で確保されていることが重要です。
- ・建設工事における元請～下請間では、各専門工事業団体が法定福利費を内訳明示した「標準見積書」を作成しており、その活用が進展しているところです。
- ・品確法において、公共工事を実施する者は、技術者の賃金等、労働環境が適正に整備されるよう、適正な額の請負代金を定める下請契約を締結しなければならないこととしています。
- ・上記の背景を受け、鈴鹿市の工事請負契約書の条項において、契約締結後に『法定福利費を明示した請負代金内訳書』を提出することを規定します。(R4. 4. 1 改訂予定)

2. 意義

- ・現場労働者（受注者及び下請業者）の法定福利費は、それぞれの工事ごとの請負金額の中で確保する必要があります。このため、請負代金内訳書において法定福利費を明示し、元請・下請間での必要な法定福利費の確保に繋がります。



3. 請負代金内訳書の様式

様式15-工

年 月 日

(宛先) 鈴鹿市長

受注者 住 所
商号又は名称
氏 名

請 負 代 金 内 訳 書

以下の工事について、別紙のとおり請負代金内訳書を提出します。

1 工事番号 年度()第 号

2 工事名

3 工事場所 鈴鹿市

4 契約年月日 年 月 日

5 工期 年 月 日 ~ 年 月 日

6 請負代金額 円

請 負 代 金 内 訳 書						
[工事名] (会社名・代表者名)						
項目	単位	数量	単価	金額	税別	税額
本工事費						
日・本工事費						
運送手賃	式					
運送土工	式					
一般管理費	式					
工事雑費	式					
経費及び地方自治体負担額	式					
本工事費計	式					

(工事価格のうち、現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定の事業主負担額
〇円)

工事費内訳書（入札時提出用）を利用する

法定福利費（事業主負担分）を記入

- ・ 請負代金内訳書は、当初契約締結後 14 日以内に提出（1 部）してください。

4. 法定福利費の計算方法

- ・ 建設工事の直接的な作業に従事する現場作業員に係る社会保険等の事業主負担分が対象です。
- ・ 対象となる社会保険等は、雇用保険、健康保険（介護保険料含む）、厚生年金保険（子ども・子育て拠出金含む）です。

① 労務費を算出し、法定福利費を求めるケース

- ・ 入札や見積書作成の際、直接工事費の積算において労務費を使用している場合
⇒当該労務費を使用。
- ・ 入札や見積書作成の際、直接工事費の積算において労務費を使用していない場合
⇒過去の工事実績から平均的な労務費比率を算出し、これを工事費に乗じて、労務費を算出。
- ・ 労務費に各保険の保険料率を乗じることで、法定福利費を算出。
法定福利費＝労務費総額×法定保険料率

② 労務費の算出が困難なケース

- ・過去の工事実績から平均的な法定福利費の割合を算出し、これを工事価格に乗じて、法定福利費を算出。

法定福利費＝工事価格×工事価格あたりの平均的な法定福利費の割合（概ね４％）

③ 下請企業から提出された見積書等を活用するケース

- ・下請企業から提出された法定福利費を内訳明示した見積書等を活用（明示された法定福利費の額を合算）

法定福利費＝下請 A の法定福利費＋下請 B の法定福利費＋・・・

【法定保険料率の調べ方】

雇用保険料　：　厚生労働省HP「雇用保険　保険料率」で検索

健康保険料、介護保険料　：　全国健康保険協会HP「健康保険　保険料率」で検索

厚生年金保険、子ども・子育て拠出金

：　日本年金機構HP「厚生年金　保険料額表」で検索

【内訳明示する法定福利費について】

内訳明示の対象

- ・健康保険の保険料は介護保険料、厚生年金保険の保険料は子ども・子育て拠出金と一体で徴収されることから、内訳明示する法定福利費には、これらの事業主負担分も含まれます。
- ・内訳明示を求められている法定福利費以外の費用（例：社会保険料の個人負担分）を除くことが困難な場合は、当該費用が含まれることを明記してください。

内訳明示の方法

- ・法定福利費の算出方法によっては、必ずしも個々の社会保険の法定福利費を算出できるとは限らないため、社会保険の種類毎に明示せず、まとめて明示することでも差し支えありません。
- ・工事費目（直接工事費、現場管理費等）毎に法定福利費を内訳明示するのではなく、工事価格に対して内訳明示することで差し支えありません。

【法定福利費の算出について】

- ・受注者は、下請企業に工事を発注する予定がある場合には、＜法定福利費の計算方法＞中の「労務費総額」又は「工事価格」に下請企業の負担分を含めた上で算出することに留意してください。
- ・受注段階で下請企業が確定しておらず、下請企業が社会保険の適用対象なのか、適用除外（法定福利費無し）なのか不明である場合には、全ての下請企業が社会保険に加入しているという前提で算出した法定福利費を明示してください。

5. 参考情報

法定福利費の算出方法に関しては、国土交通省のホームページ等にも掲載されていま

すので参考にしてください。

【各専門工事業団体の作成した業種ごとの「標準見積書」】

法定福利費を適切に明示するため、各専門工事業団体において「標準見積書」を作成しており、その中で算出方法等の考え方が記載されています。

掲載先：国土交通省HP「標準見積書」で検索

【法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順】

国土交通省の公表している、法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順です。

掲載先：国土交通省HP「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」で検索